

## 質 疑 回 答 書

令和3年 8月12日

プロポーザル参加者各位

質疑のありましたことについて、下記のとおり回答します。

案 件 名 みよし市放課後児童クラブ運営業務委託

みよし市長 小野田 賢 治  
( 公 印 省 略 )

番号	質 疑 事 項	回 答
1	提案書の枚数制限はありますか。また、事業者名を黒塗りにする等で隠す必要はありますか。	提案書の枚数に制限はありません。提案書（様式第8号）には作成した事業者名を特定できる内容の記載はしないでください。必要があれば、黒塗り等の処置をしてください。
2	各クラブ室の広さや、備え付け備品、利用可能な物品等をご教示ください。	教室の面積は63から75㎡程度です。 各教室に、児童の座卓、ロッカー、下駄箱、事務机、キャビネット、携帯電話またはスマートフォン、パソコン、プリンタ、TV、ゲームや玩具、図書などがあります。また、クーラーのない教室には、6月頃から9月末までレンタル（発注者負担）により設置します。
3	各クラブ室の平面図がありましたらご提供ください。	平面図は別添のとおりです。 中部、北部、天王、三吉児童クラブは専用施設、南部、三好丘、緑丘、黒笹児童クラブは学校の余裕教室を利用しています。 南部児童クラブは北舎1階東端、2階東端です。 緑丘児童クラブは1階（図中の少人数と2-4）の教室です。

番号	質 疑 事 項	回 答
4	土曜日の参加児童数の平均と、職員の配置人数及び勤務体制をご教示ください。	土曜日は開所していません。
5	通常日と長期休業日のクラブ毎の月間参加児童数をそれぞれご教示ください。	令和2年度については、別紙1のとおりです。
6	来年度の開所日数について、通常日と学校休業日（長期休業日と代休日）をそれぞれご教示ください。	別紙2のとおりです。
7	支援員の現在の勤務形態（平均週勤務日数）と待遇（賃金、時給、月給）についてご教示ください。	市雇用の支援員ではないため、勤務形態及び待遇についてはわかりかねます。
8	現在各クラブに所属している支援員（有資格者）の人数をご教示ください。	別紙3のとおりです。（8月1日現在）
9	新たに支援員を採用する際、基礎資格保持者（受講条件保有者）は当年度内に認定研修受講を前提とし、放課後児童支援員として配置カウントすることは可能でしょうか。	基礎資格保持者を支援員として、配置カウントすることは不可です。研修受講修了者のみ、放課後児童支援員としてカウントしてください。

番号	質 疑 事 項	回 答
1 0	配慮を必要とする児童の受入れに関して、加配の判定基準があればご教示ください。また受入れ時の個別面談等は実施されているのでしょうか。	加配の明確な基準は設けておりません。 保育の状況や児童の特性に応じて、発注者・受注者で協議し、加配決定をしております。 受入れ時には必要に応じて個別面談等を実施しています。
1 1	配慮を必要とする児童について、現在の参加状況をご教示ください。また、加配職員分の人件費算出はどのようでしょうか。	配慮の必要な児童各クラブに複数名おりますが、加配の配置は次のとおりです。中部児童クラブ1人、天王児童クラブ1人、三好丘児童クラブ2人の計4人です。（令和3年8月1日現在） 人件費算出については加配の状況（加配を配置する日数や時間）に応じて、算出しております。
1 2	台風や警報、感染者発生時等のクラブ閉所基準等をご教示ください。また、その際の保護者への通知方法は現状どのようでしょうか。	基準は別紙4のとおりです。 保護者への通知は緊急メール配信システムで行います。
1 3	新型コロナウイルス感染に関する利用基準及び閉設基準がありましたらご教示ください。（例：濃厚接触者認定されたら利用不可、関係者が発症したら〇日閉所、など）	市で定める放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染に関する利用基準及び閉設基準はございません。陽性者や濃厚接触者、またその家族等については、保健所等の行政機関の指示に従っていただきます。
1 4	事業者が変更となった場合、支援員の継続雇用は想定されておりますでしょうか。（子どもたちのストレス軽減のため）また、これまでに事業者が変更となった際、どのように対応されたのかご教示ください。	市雇用の支援員ではないため、継続雇用についてはわかりかねます。 また、事業者変更となった際に、市として対応したことはございません。
1 5	事業者変更の際の、引継ぎ保育についての考え方について、いつから可能か、またその際の支援員の報酬は予算にどのように計上するのか、ご教示ください。	事業者変更の際に引継ぎ保育は実施しません。

番号	質 疑 事 項	回 答
16	各種提出書類には様式指定がありますでしょうか。（日誌、業務報告書、各種計画書、等）	様式指定はございません。 現在、別添の様式を使用しております。
17	別表第3における修繕費について、5万円以下の修繕実績がございましたらご教示ください。また、ここ数年で事業者側が支払った年間修繕費用をご教示ください。	5万円以下の修繕実績について、プリンタ、照明器具、シュレッダー、掃除機、空調関係、電気設備、音響機器、施設関係の修繕実績がございます。 事業者側が支払った年間修繕費用は、令和2年度は13件で487,608円、令和元年度は6件で61,500円、平成30年度は5件で117,009円です。
18	別表第3における医薬品の購入について、現在の救急箱及び非常袋の中身に指定はありますか。	救急箱及び非常袋の中身に指定はございません。 突発的なケガや事故の応急処置ができるものを常備してあれば構いません。
19	クラブでの児童の服薬はどのような取り扱いでしょうか。（事前に与薬依頼書が必要、等）	薬の服用は支援員では行いません。薬を服用する場合は保護者から児童にあらかじめ指導いただくよう案内しています。また、他の児童の誤飲を防ぐため、薬を服用する場合や薬を持たせる場合はクラブへの連絡をお願いしています。
20	昨年度・今年度の運営事業者主催の研修実績及び会議等開催実績をご教示ください。	会議等については、月1回の全員ミーティング（教室毎）と、月1回の主任支援員会議（8月は実施無）を開催しています。研修については、Zoom等を活用し、あそびや怒りのコントロール研修などの支援員の資質向上のための研修や熱中症対策、救急救命研修などの危機管理研修など幅広く実施した実績がございます。
21	昨年度・今年度の運営事業者主催のイベントやプログラムをご教示ください。	各クラブで学習、おやつ、外遊び、自由遊びなどを組み合わせてプログラムを組んでいます。長期休業中に午睡の時間を取るクラブもございます。イベントとして、2か月に1度誕生日会を開催しています。

番号	質 疑 事 項	回 答
2 2	<p>これまで2事業者でおこなってきた事業運営を1事業者とする目的をご教示ください。併せて2事業者で運営をおこなってきたメリットと課題をご教示ください。</p>	<p>事業運営を1事業者とする目的として、統一的な支援員の配置や、スケールメリットによる効率的な運営、事務の効率化や市とクラブの連絡調整などの効率化を図ることなどが挙げられます。</p> <p>2事業者で運営をおこなってきたのは昨年度実施したプロポーザルの結果に基づくものであり、メリットや課題はございません。</p>
2 3	<p>これまでの事業運営委託による成果や課題等についてご教示ください。</p>	<p>成果として、多数の支援員及び補助員を安定的に確保することができています。課題や受託者に期待することとして、配慮の必要な児童の対応、支援員の資質向上のための研修等のトレーニングの充実や、支援員のマネジメントなどが挙げられます。</p>
2 4	<p>実施要領8 審査の手続 (2) エ説明者に記載があります、「実施体制調書」は、配置予定者調書 (様式第9号) との見解で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
2 5	<p>実施要領8 審査の手続 (2) エ説明者に記載があります、「プレゼンテーション及び質疑応答は、運営責任者及び担当者で行うものとします」とありますが、配置予定者調書 (様式第9号) にある主担当者もしくは副担当者との見解で宜しいでしょうか。</p>	<p>説明者は本プロポーザルにおける担当者で行っていただければ構いません。配置予定者調書 (様式第9号) に記載した主担当者または副担当者と異なる方が説明者となっても差し支えありません。</p>
2 6	<p>実施要領8 審査の手続 (1) アの別に定める評価基準及び (2) オ評価基準に、実施要領7 業務提案書の提出 (1) 提出書類及び提出部数のイの備考に記載されている、「9 児童の事故の予防についての考え方及び計画」が含まれておりませんが、一次審査・二次審査ともに評価基準に入らないという見解で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>「9 児童の事故の予防についての考え方及び計画」について、業務提案書 (様式第8号) への記載が不要ということではございません。</p>
2 7	<p>業務提案書 (様式第8号) の下部に「作成した事業者名を特定できる内容の記載はしないでください」とありますが、実施要領7 業務提案書等の提出 (1) 提出書類及び提出部数のイの備考4~6に「実施例」とあります。既存のみよし市の放課後児童クラブでの実施例や写真を記載することは可能でしょうか。</p>	<p>本市放課後児童クラブでの実施例や写真の記載は可能とします。</p>

番号	質 疑 事 項	回 答
28	実施要領7業務提案書等の提出（1）提出書類及び提出部数のイの備考1～3についても社名は公表しないという見解でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。
29	二次審査時のプレゼンテーション資料や説明での社名の公表は可能でしょうか。	可能です。 業務提案書（様式第8号）へは、作成した事業者名を特定できる内容の記載はしないでください。
30	実施要領2業務の概要（4）契約上の金額において、3年間の上限が示されていますが、3年間の上限以内であれば1年毎の金額は同一でなくても宜しいでしょうか。その場合、単年では上限額の3分の1を超えても宜しいでしょうか。	1年毎の金額は同一でなくても構いません。 単年で上限額の3分の1を超えても差し支えありません。
31	令和4年度の開所日数（予定日数）について、祝日開所日（予定日数）をご教示ください。	質問番号6の回答をご参照ください。
32	中部児童クラブ第1教室・第2教室、南部児童クラブ第1教室・第2教室、三吉児童クラブ第1教室・第2教室、黒笹児童クラブ第1教室・第2教室における平均利用児童数ですが、令和元年度および3年度実績で、各月各クラブごとにご教示ください。（通常日、学校休業日、祝日ごとの内訳があればありがたいです）	別紙5及び別紙6のとおりです。 令和3年度は7月までの実績を掲載いたします。
33	中部児童クラブ第1教室・第2教室、南部児童クラブ第1教室・第2教室、三吉児童クラブ第1教室・第2教室、黒笹児童クラブ第1教室・第2教室における、配慮が必要な児童の人数を令和3年度実績にてご教示ください。	配慮が必要な児童は各クラブ複数人いますが、中部児童クラブ第2教室にて支援員等を1人加配しております。

番号	質 疑 事 項	回 答
34	<p>中部児童クラブ第1教室・第2教室、南部児童クラブ第1教室・第2教室、三吉児童クラブ第1教室・第2教室、黒笹児童クラブ第1教室・第2教室において、各クラブ室の広さや（平面図がありましたらご提供ください。）備え付け備品、利用可能な物品等をご教示ください。</p> <p>また、可能であれば現地視察をさせていただけますでしょうか。</p>	<p>各クラブの広さ、備品、利用可能な物品等については、No.2の回答をご参照ください。現地視察は可能です。希望される場合は、日程調整いたしますので、子育て支援課へ事前に申し出てください。</p>
35	<p>中部児童クラブ第1教室・第2教室、南部児童クラブ第1教室・第2教室、三吉児童クラブ第1教室・第2教室、黒笹児童クラブ第1教室・第2教室において、</p> <p>学校長期休業期間のみに利用した児童があれば、令和3年度の実績（クラブおよび利用児童数）をご教示ください。</p>	<p>別紙6のとおりです。</p>
36	<p>仕様書第12条（25）の移送による利用児童について、令和4年度に予定される移送対象クラブ（受入れクラブ）と予定（予想）人数をご教示ください。</p>	<p>令和4年度は天王小学校児童を南部児童クラブへ約10名、北部小学校児童を緑丘児童クラブへ約10名移送する予定です。</p> <p>なお、来年度の児童クラブ申し込み状況により増減がございます。</p>